

# ～ 野村きぼう苑 サービス利用料金表 ～ (別表)

特別養護老人ホーム (29床)

令和1年 10月現在

## ■ご利用料金 (1日あたり)

特別養護老人ホーム ユニット型 負担額一覧 (単位 / 1日)					
要介護度	個室 (29床)	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算	排せつ支援加算	配置医師緊急時対応加算
要介護 1	646	加算 12 (単位 / 1日)	加算 46 (単位 / 1日)	加算 100 (単位 / 月)	早期・夜間 650単位(1回)
要介護 2	714				
要介護 3	787	看護体制加算 II	夜勤職員配置加算	褥瘡マネジメント加算	深夜帯 1300単位(1回)
要介護 4	857	加算 23 (単位 / 1日)	加算 46 (単位 / 1日)	加算 10 (単位 / 3月に1回)	
要介護 5	925				

介護職員処遇改善加算 (I)	1ヶ月の合計単位数に8.3%を乗じた単位数が加算されます。 ※介護職員の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です
若年性認知症入所者受入加算	64歳までの入所者様で認知症と診断された方に対し個別の担当者を定めた上で算定させていただきます (120単位 / 日)
看取り介護加算 II	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、同意された利用者様に対し、看取り介護を実施した場合に算定されます。 死亡日以前4日以上30日以下(144単位) ・ 死亡日の前日及び前々日(780単位) ・ 死亡日(1580単位)
初期加算	入所日から30日間(30日以上入院を要した後も含) 30単位/1日 算定されます

※介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じた額をご負担いただきます。

※亀山市は地域区分が「6級地」に該当するため 1単位=10.27円として換算されます。

## ■ 滞在費 ・ 食費

利用者様の前年度収入によって滞在費・食費の負担軽減の認定を受ける手続きがあります。

滞在費 / 食費		
利用者負担段階	滞在費用 [ 個室 ]	食事費用(1日あたり)
基準利用額	¥2,006	¥1,392
負担限度額	第1段階	¥820
負担限度額	第2段階	¥820
負担限度額	第3段階	¥1,310
		¥650

食費内訳(基準額)	朝食 300 ・ 昼食 600 ・ 夕食 492
-----------	--------------------------

## ■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 1割負担 30日計算

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額	¥127,835	¥130,113	¥132,549	¥134,887	¥137,145
第1段階	¥59,495	¥61,773	¥64,209	¥66,547	¥68,805
第2段階	¥62,195	¥64,473	¥66,909	¥69,247	¥71,505
第3段階	¥84,695	¥86,973	¥89,409	¥91,747	¥94,005

## ■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 2割負担及び3割負担

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額 (2割負担)	¥153,757	¥158,286	¥162,858	¥167,829	¥172,349
基準利用額 (3割負担)	¥179,625	¥186,458	¥193,767	¥200,773	¥207,554

※上記金額は若年認知症・初期・看取り・配置医師・褥瘡加算は含まず、30日計算してあります。また1ヶ月あたりのめやすを表示しており、端数処理などの関係で差異が生じる場合もございます。

■ ご見学・お問い合わせはお気軽にご連絡下さい。



特別養護老人ホーム 野村きぼう苑

〒519-0165 三重県亀山市野村3丁目28-20  
tel 0595-84-7888 fax 0595-84-7889

担当 / 川北